

ハイジこども園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、ハイジこども園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人ハイジ福祉会
所 在 地	浦添市 牧港 2 丁目 23 番 5 号
電 話 番 号	098－879－6057
代表者氏名	理事長 伊佐 善次

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	幼保連携型 ハイジこども園
施設の所在地	浦添市 牧港 2 丁目 23 番 5 号（本園） 浦添市 牧港 2 丁目 11 番 6 号（分園）
連 絡 先	電話番号098 - 879 - 6057（本園）FAX098 - 879－6202 電話番号098 - 874 - 8065（分園）
管 理 者	園長 仲間 美由紀
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、教育・保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満 3 歳以上の児童 97 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 60 人 満 1 歳未満の児童 18 人
開 設 年 月 日	昭和 53 年 4 月 1 日

3 サービスの目的・運営方針

ハイジこども園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子どもに対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とします。

- (1) 当園は、子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培う事を目標とし、養護と教育が一体となって健全な心身の発達を図るよう努めます。
- (2) 当園は、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「園児」という。）の意思及び人格を尊重して、常に園児の立場に立って教育・保育を提供します。
- (3) 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、様々な社会資源

との連携を図りながら、園児の保護者及び地域の子育て家庭の支援などに努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地 (本園)	敷地全体	1357.96 m ²
	園庭	655.42 m ²
園 舎 (本園)	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建
	延べ面積	969.80 m ²
園 舎 (分園)	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建 (1 階)
	延べ面積	120.32 m ²

(2) 主な設備

設備 (本園)	部屋数	備 考
乳児室 (ほふく室兼)	1 室 (1 階)	虹組 (0 歳児)
保育室 (ほふく室兼)	1 室 (3 階)	夢組 (1 歳児)
保育室	1 室 (1 階)	風組 (2 歳児)
保育室	3 室 (2 階)	輝組 (3 歳児)、太陽組 (4 歳児)、 宙組 (5 歳児)
調理室	1 室 (2 階)	
事務所 (医務室兼)	1 室 (1 階)	
設備 (分園)		
乳児室 (ほふく室兼)	1 室 (1 階)	夢組 (1 歳児)
保育室	1 室 (1 階)	風組 (2 歳児)

5 職員の設置状況 (本園、分園) 令和 8 年 4 月 1 日

職 種	員 数	常 勤	非常勤	備 考
園長	1	1		
副園長	1	1		
主幹保育教諭	2	2		
副主幹保育教諭	1	1		
保育教諭 (看護師)	26	18	8	
調理員	6	5	1	
事務員	1	0	1	
その他の職員	5	1	4	

当園では、「浦添市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (平成 26 年 9 月 30 日浦添市条例第 22 号。以下「条例」いう。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の職務内容＞

職 種	職務内容
園長	こども園の業務を統括する
副園長	園長の業務を補佐し、職員を管理する
主幹保育教諭	副園長を補佐し保育内容について保育教諭を統括する。
チーフ	主幹保育教諭の業務を補佐し、教育・保育に関わる業務について指導または助言をする。
アシスタント チーフ	チーフの業務を補佐し、教育保育に関わる業務を行う。
保育教諭 (看護師)	保育業務全般、保護者対応、園児の健康管理ほか
調理員	給食及びおやつの調理
事務員	経理事務全般

※ ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、異なる勤務時間帯となることがあります。

6 教育・保育を提供する日

教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日、慰霊の日は休園となります。

7 教育及び保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします。

（1）開所時間

月曜日から金曜日	7時00分から19時00分まで
土曜日	7時00分から18時00分まで

（2）教育標準時間認定に関する教育時間（1号認定）

月曜日～金曜日までの 教育時間	8時00分～14時00分まで
一時預かり (月曜日～土曜日)	14時00分～18時00分まで(月～金曜日) 8時00分～18時00分まで(土曜日)
延長保育時間 (月曜日～金曜日)	18時00分～19時00分まで

(3) 保育標準時間認定に関する保育時間 (2・3 号認定：標準時間)

月曜日～土曜日までの教育・保育時間	7 時 00 分～18 時 00 分まで
延長保育時間 (月曜日～金曜日)	18 時 00 分～19 時 00 分まで

(4) 保育短時間認定に関する保育時間 (2 号・3 号認定：短時間)

月曜日～土曜日までの教育・保育時間	8 時 30 分～16 時 30 分まで
延長保育時間 (月曜日～金曜日)	16 時 30 分～19 時 00 分まで (7 時 00 分～8 時 30 分)
(土曜日)	16 時 30 分～18 時 00 分まで (7 時 00 分～8 時 30 分)

※延長保育は、利用時間前と利用時間後の時間帯があります。

8 提供する保育等の内容

当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、園児の心身の状況に応じて、特定教育・保育の提供を行います。

- (1) やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、前述「7 保育を提供する時間」にある時間の範囲内において、法第 59 条第 2 号に規定する時間外保育を提供します。
- (2) 給食の提供
 - ※ 献立表は毎月別途お知らせします。
 - ※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。
- (3) その他教育・保育に係る行事等

9 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担 (保育料・給食費)

支給認定を受けた保護者に対し、当該市が定める保育料をお支払いいただきます。また、1 号認定、2 号認定の園児については、園で定めた給食費をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料・給食費のほか、別紙に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

(3) 利用料の支払いについて

保育料・給食費等は、入園時に保護者が当園の指定した必要な手続きを行い、その月分を毎月当園の指定日に保護者の口座より引き落とします。(口座振替は手数料が別途かかります。ただし、月途中に入園する場合、その他浦添市が特に認める場合においては、別に園長が定める日までに納付するものとします。

※口座振替手数料は、保護者でご負担をお願いします。

※引き落としができない場合は、直接当園でお支払いいただく場合があります。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 当該園児に係る支給認定の効力が失われたとき
- (2) 保護者から本園の利用について取消しの申し出があったとき
- (3) 浦添市が当該園児の利用継続について不可能であると認めたとき
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき
- (5) 3か月以上、保育料・給食費等の滞納がある場合
- (6) 当園の運営上なされる園長の指示に再三にわたり従わないとき

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	ピアラルうらそえ
医 院 長 名	勝連 啓介
所 在 地	浦添市牧港4丁目5番10号
電 話 番 号	098-942-7600

(2) 歯科

医療機関の名称	本永デンタルオフィス
担 当 医 師	西川 真子
所 在 地	那覇市松山1-1-1
電 話 番 号	098-868-0678

(3) 薬剤師

担 当 薬 剤 師	鈴鹿 玲子
所 在 地	宜野湾市上原 1 丁目 13 番 8 号
電 話 番 号	098-879-6057

1 2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1 3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

ご利用相談窓口	ご利用時間		9:00～17:30
	本 園	窓口担当者	大城 愛
		電話番号	098-879-6057
	分 園	窓口担当者	石川 桂子
		電話番号	098 - 874 - 8065
	※担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	比嘉 富子		電話番号 098-877-3442
			児童民生委員
	津波古 悟		電話番号 098-923-3810
			障害者等中部圏域アドバイザー

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・地震警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

15 虐待防止に関する事項

虐待防止のための 措置に関する事項	ご利用時間 9:00～17:30		
	本園	窓口担当者	大城 愛
		電話番号	098-879-6057
	分園	窓口担当者	石川 桂子
		電話番号	098-874-8065

16 利用者に対しての保険について

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	・幼稚園・保育園賠償責任保険（三井住友海上火災保険㈱） ・学校契約団体傷害保険（同上） ・災害共済給付契約（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
-------	---

17 当園におけるその他の留意事項

教育・保育の提供に要する利用者負担金及び時間外保育に係る利用者負担については、別紙をご参照ください。

当園における教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

園 名 : ハイジこども園
責任者 : 園長 仲間 美由紀

私は、本書面に基づいてハイジこども園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所 : _____

児童氏名 : _____

児童氏名 : _____

児童氏名 : _____

保護者氏名 : _____ 印

児童から見た続柄 : _____

別表2 教育・保育において提供する便宜に要する費用

1. 給食費

項 目	内 容 等	金 額
給食費（1号認定）	月額（主食費 500 円を含む）	5,000 円
給食費（2号認定）	月額（主食費 700 円を含む）	6,000 円

2. 時間外保育にかかる利用者負担金

1号認定（一時預かり、延長保育利用料）

利用時間	金 額
一時預かり（時間帯 7：00～18：00）	100 円（月～金曜日：1 時間毎） 日額（800 円／日）
給食費（時間帯 11：30～12：30） おやつ代（時間帯 14：30～15：30）	日額 250 円／回（昼食） 日額 50 円／回（おやつ）
延長保育（18：00～19：00） 月～金	300 円／回

2号認定及び3号認定（延長保育利用料）

延長保育時間	保育時間標準時間認定		保育短時間認定	
	月契約	日々契約	月契約	日々契約
1 時間延長	3,000 円	300 円	2,500 円	250 円
2 時間延長（短時間保育時間外の時間※18：00 以降は含まない。）			3,500 円	500 円
2 時間延長（開所時間の最後の 1 時間を含む場合）			4,000 円	550 円
3 時間延長（短時間保育時間外の時間※18：00 以降は含まない。）			5,000 円	750 円
3 時間延長（18：00 以降を含む）			5,500 円	800 円

3. 教育・保育の提供に要する利用者負担金

項 目	内 容 等	金 額
行事等に係る費用	お泊り保育に係る宿泊費等	園内宿泊 1,500～2,500 円 園外宿泊 3,000～5,000 円
	遠足などに係るバス代及び入場料	500～1,500 円